

第 6 1 1 回 富良野市 農業委員会 議事録

1、開催日時 令和3年2月24日(水) 14:00～:15:00

2、開催場所 富良野文化会館 大会議室

3、出席委員

1. 小林 賢次	2. 藤野 和紀	3. 萩原 秀行	4. 菊地 洋晶	5. 小川 賀津博
6. 小野 隆	7. 菊地 信章	8. 増田 郁哉	9. 佐々木 雅志	10. 保 勇 文彦
11. 中元 修	12. 今村 文哲	13. 杉村 鉄也	14. 岡田 憲雄	15. 山形 真一
16. 井上 透	17. 佐藤 輝夫	18. 天間 敏行	19. 前田 秀保	20. 及川 栄樹
21. 欠 員	22. 山崎 伸一	23. 仁原 憲和		

4、出席事務局員

事務局長

井口 聡

事務局係長

長尾 敏寿

事務局員

上崎 宏一朗

5、議事参与者

経済部長

川上 勝義

税務課資産税係長

松本 多枝子

税務課資産税係

佐藤 亮太

(井口局長) ご起立願います。 礼。

農業委員憲章 朗読

(井口局長) ご着席下さい。

只今より、第611回、令和3年第2回富良野市農業委員会総会を開催致します。

本日の欠席委員は、2番 藤野 和紀 委員、8番 増田 郁哉 委員 の計2名です。

したがいまして、在任委員の過半数以上の委員が出席していますので、富良野市農業委員会会議規則第6条の規定により本会議は成立致します。

本日の議事日程について、説明を致します。

本日の日程は、議案書のとおり12日程であります。本日の議案事項は、市長よりの諮問議案1件、審議事項4件、報告事項3件、協議事項1件であります。

本日の配布議案及び資料について説明を致します。富良野市農業委員会総会議案1部、令和年度富良野市農業・農村振興施策に関する意見書(報告)1部、農耕作業用トレーラーの課税について1部、以上であります。

議事日程

日程1 会長あいさつ

議事日程

(井口局長) それでは、議事日程に従い進めて参ります。

日程1 及川会長より開会のご挨拶をいただきます。

会長あいさつ

皆さんこんにちは。大変お忙しい時期にご出席を賜り、改めてお礼を申し上げたいと思います。また、川上経済部長さんにおかれましては、今日から第1回の定例会が開始というお忙しい時にも関わらず、ご出席を賜りましたことを重ねてお礼を申し上げたいと思います。

さて、数日前に爆弾低気圧によってとりわけ海岸沿いの方ではかなり大きな被害が出たようでございます。幸いにも富良野地域においては、特別大きな被害が出たというお話は聞いてはおりませんが、我が家の倉庫は壁が飛んでしまったということで、おそらく被害が出ているのは我が家だけかなと思っております。非常に天候も暖かくなったり寒くなったりということで寒暖の差が激しくなりますけれども、嬉しい事は1日1日と非常に日中の時間が長くなってきたなということが実感できる、このことが色々な意味でここ最近いいニュースはないですけれども、我々農業者にとっては春耕期の待ちわびる大変喜ばしい時期かと思えます。

本日は、私もちょっと無知なところもございまして、後程説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、トラクターの道路走行時における道路改正法が変わりましたので、そのことによってけん引する旨についてはナンバープレートを装着しなければならないということになっておりました。そういうこともありますので、市の担当者の方を後程お招きして、そのことについて説明をさせていただきたいと思っておりますので、総会におかれましてはスムーズな中で進行することをお願い申し上げ、開催に先立ちまして挨拶とさせていただきます。本日は宜しくお願い致します。

日程2 市長あいさつ

市長あいさつ

(井口局長) 日程2 市長あいさつ 北市長、他公務により欠席の為、川上経済部長よりご挨拶をいただきます。

(川上経済部長) 皆さんこんにちは。経済部の川上です。一言だけご挨拶をさせていただきます。

2月13日に東北地方で大きな地震がありまして、これが東日本大震災の余震だということでビックリした記憶があります。10年経っても油断はできないのだなというふうに感じております。また、先週の天気については、吹雪、または雨ということで、非常に荒れた天気でありました。2月16日の吹雪では、市内のビニールハウスの被害が若干出ておりました、9戸17棟のビニールハウスに被害があったということで報告がありました。また2月18日、麓郷地域で停電がありまして120戸のお宅で影響があったとお聞きしておりますし、また西達布地域で断水がありまして、今も水道課を中心に復旧作業をしているというところでもあります。このようなことから、災害に関係なく日ごろから備えていく事が必要というふうに非常に感じたところでもあります。

2月9日、及川会長さんをはじめ、役員の皆様にお越しいただきました。市長に対しまして農業農村振興施策に関する意見書の提出をいただきました。いただいた意見書につきましては、農林課、商工観光課、地籍調査課で共有させていただきまして、今後可能な限り対応していきたいと考えておりますので宜しくお願い致します。

及川会長からは先程、今日からと言っておりましたが明日から議会がスタートとなります。市長の市政執行方針が公表されまして、後、補正予算、各会派からの代表質問、一般質問と続きますけれども、一般質問については4名の議員さんが質問に立つ予定でございます。ですが、経済部関連の質問は1個もなかったということですので少しほっとしているのですけれども、その後、予算委員会がありまして、最終の裁決については3月17日というふうになっておりまして、少し長めの議会ですが今準備を進めているところであります。

春が近づいてきておりまして、農作業スタートしていると思います。是非、今年も富良野市の農業がいい方向に向かいますようにお祈り申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。今日はどうぞ宜しくお願い致します。

(井口局長) それでは、富良野市農業委員会会議規則第4条の規定により、及川会長に議事を進めていただきます。

(議長) それでは、議事日程に従いまして進めて参りたいと思います。

なお、議事進行にあたり、ご意見・ご質問をお伺いしますが、質問等がある場合は挙手のうえ、指名後に起立し発言をお願い致します。また、ご質問・ご意見がない場合はなしとのご発言をお願いします。

日程3 議事録署名委員指名

議事録署名委員指名

(議長) 日程3 議事録署名委員指名について 富良野市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員を指名致します。

3番 萩原 秀行 委員 13番 杉村 鉄也 委員 を指名致しますので
よろしく申し上げます。

日程4 報告第1号

諸般報告について

(議長) 続きまして、日程4 報告第1号 諸般報告 につきまして事務局長より報告願います。

(井口局長) 【朗読説明】

(議長) 只今、前回総会以後の委員会の活動の報告がありましたが、何かご質問はございますか。

(全員) ありません。

(議長) ありませんとの事ですので、報告第1号については、終了させていただきます。

日程5 報告第2号

農地移動適正化あっせん譲受等候補者名簿登録について

(議長) 続きまして、日程5 報告第2号 農地移動適正化あっせん譲受等候補者名簿登録について 事務局の説明を求めます。

(長尾係長) 報告第2号 農地移動適正化あっせん譲受等候補者名簿登録について 農用地等の権利移動のあっせんに当たり、あっせん譲受等候補者名簿に登録申出のあった ○○ ○○ について、次のとおり名簿に登録したので報告致します。

○○ ○○ について【議案 朗読説明】

(議長) 只今事務局より1件の報告がありましたが、何かご質問ございませんか。
ないようですので、報告第2号については、終了致します。

日程6 報告第3号

農地移動適正化あっせん事業について

(議長) 続きまして、日程6 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業について 事務局より報告願います。

(長尾係長) 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業について 農地移動適正化あっせん事業による農用地等の売渡、貸付、交換の申出のあった ○○ ○○ 外14件 について次のとおりあっせん委員を指名したので報告致します。

日程7 諮問第1号

〇〇 〇〇 外14件 について【議案 朗読説明】

(議長) 只今、15件につきまして報告がありましたが、皆様の方からご質問・意見等ございましたら、お受けしたいと思います。ございませんか。

ないようですので、報告第3号については、終了致します。

農用地利用集積計画の決定について

(議長) 続きまして、日程7 諮問第1号 農用地利用集積計画の決定について 事務局より説明願います。

(長尾係長) 諮問第1号 農用地利用集積計画の決定について 富良野市農業経営基盤強化促進事業に関する基本構想第5の規定により利用権の設定等の申出がなされたので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めるにあたり、本会の決定を求めるべく諮問がきておりますのでご審議願います。

【議案 朗読説明】

以上19件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。宜しくご審議の程、お願いします。

(議長) 只今、事務局より19件の説明がありましたが、番号1番は委員案件でありますので、先に審議を行います。

農業委員会会議規則第11条の規定に基づき 〇〇 〇〇 委員 の退席を求めます。

【 〇〇 〇〇 委員 退席 】

(議長) それでは、番号1番について審議を行います。ご質問・ご意見等がありましたら、お受け致します。あり

ませんか。

(全員) ありません。

(議長) ありませんとの事ですので、番号1番について認めるべく決定としてよろしいですか。

(全員) はい。

(議長) それでは、認めるべく決定と致します。

可決される

(議長) 審議が終了致しましたので ○○ ○○ 委員 の退席を解き、議事への参与を認めます。

【 ○○ ○○ 委員 着席 】

(議長) それでは、番号2番から番号19番について審議を行います。皆様ご質問・ご意見等ありましたらお受け
したいと思えます。ありませんか。

(全員) ありません。

(議長) ありませんとの事ですので、番号2番から番号19番について、認めるべく決定としてよろしいですか。

(全員) はい。

(議長) それでは、番号2番から番号19番について認めるべく決定と致します。

可決される

(議長) 以上で諮問第1号は、終了致します。

日程8 議案第1号

農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

(議長) 続きまして、日程8 議案第1号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について 事務局の説明を求めます。

(上崎事務局員) 議案第1号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について 令和3年2月10日付を以って、〇〇 〇〇 外1件 について農業振興地域整備計画の変更申請書が提出され、農業振興地域整備に関する法律及び関係通達に基づき別紙のとおり意見書を附したいので審議を求めます。
宜しくご審議の程お願い致します。

〇〇 〇〇 外1件 について【議案 朗読説明】

(議長) 只今、事務局より2件の説明がありましたが、これについて、ご質問・ご意見等がありましたらお受け致します。ありませんか。

(全員) ありません。

(議長) ありませんとの事ですので、2件について認めるべく意見を附す事でよろしいでしょうか。

(全員) はい。

(議長) それでは、認めるべく意見を附す事と致します。

可決される

(議長) 以上で議案第1号を終了させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について

日程9 議案第2号

(議長) 続きまして、日程9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明を求めます。

(上崎事務局員) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定による農地等の権利移転等の申請のあった 〇〇 〇〇 について、同法第3条第1項の規定により許可してよろしいか、別紙のとおり審議を求めます。
宜しくご審議の程、お願い致します。

日程10 議案第3号

〇〇 〇〇 について【議案 朗読説明】

以上、1件につきましては、農地法第3条第2項いずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

(議長) 只今、事務局より1件の説明がありましたが、皆様から何かご質問・ご意見等ありましたら、お受けしたいと思います。ございませんか。

(全員) ありません。

(議長) ありませんとの事ですので、1件について許可すべく決定としてよろしいでしょうか。

(全員) はい。

(議長) それでは、1件について許可すべく決定と致します。

可決される

(議長) 以上で議案第2号は、終了致します。

農地法第4条の規定による許可申請について

(議長) 続きまして、日程10 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 事務局の説明を求めます。

(長尾係長) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条の規定による農地の転用許可のあった 〇〇 〇〇 について、許可してよろしいか、別紙のとおり審議を求めます。宜しくご審議の程、お願い致します。

〇〇 〇〇 について【議案 朗読説明】

以上、1件については、農地法第4条第6項の各号のいずれにも該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えられます。宜しくご審議の程お願い致します。

(議長) 只今、事務局より1件の説明がありましたが、皆様の方からご質問、意見等ございましたら、お受けしたいと思います。ございませんか。

(全員) ありません。

(議長) ありませんとのことですので、1件について許可すべく決定とし、北海道農業会議常設審議委員会の意見徴収により、許可相当となった場合に限り許可書を交付することとしてよろしいですか。

(全員) はい。

(議長) それでは、許可すべく決定と致し、北海道農業会議常設審議委員会の意見徴収により、許可相当となった場合に許可書を交付することとします。

可決される

(議長) 以上で議案第3号は終了致します。
ここで10分の休憩と致します。

【 休憩 】

(議長) それでは再開致します。

農地法第5条の規定による許可申請について

日程11 議案第4号

(議長) 続きまして、日程11 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

(上崎事務局員) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定による農地の転用のための権利移転の許可申請のあった ○○ ○○ について、許可してよろしいか、別紙のとおり審議を求めます。

宜しくご審議の程、お願い致します。

〇〇 〇〇 について【議案 朗読説明】

以上1件については、農地法第5条第2項の各号には該当せず、許可要件の全てを満たしているものと考えられます。宜しくご審議の程お願い致します。

(議長) 只今事務局より1件の説明がありました。これについて、ご質問・意見等ございましたら、お受けしたいと思います。ありませんか。

(全員) ありません。

(議長) ありませんとの事ですので、1件について許可すべく決定としてよろしいですか。

(全員) はい。

(議長) それでは、許可すべく決定と致します。

可決される

(議長) 以上で議案第4号については終了致します。

(1) 次回(第612回)委員会総会日程について

(議長) 続きまして、日程12 協議事項 次回委員会総会日程について 事務局の報告を願います。

井口局長より報告

(議長) 以上の報告の日程となっておりますので、皆さんお忙しい時期かとは思いますが、全員の出席をお願い致します。

次に参ります。

(2) 委員提案事項について

(議長) 続きまして、2番委員提案事項についてございましたら発言をお願いします。

日程12 協議事項

ないようなので以上で委員提案事項について終了させていただきます。

(3) その他

(議長) 続きまして3番その他、今後の日程について事務局より報告願います。

- ・ 今後の日程等について 井口局長より報告

(議長) 以上の日程となっておりますので、宜しくお願ひ致します。

次に参ります。

- ・ 令和3年度富良野市農業・農村振興施策に関する意見書(報告)について 小川会長職務代理より報告
- ・ 農耕作業用トレーラの課税について

(松本係長) 税務課資産税係の松本と申します。同じく資産税係の佐藤と申します。座って説明させていただきます。皆様のお手元に3部ほど資料お渡ししていると思いますが、その中の「農耕作業用トレーラの課税について」について説明させていただきたいと思ひます。令和3年度の償却資産申告書と一緒に送付させていただきました、令和元年12月15日付け国土交通省告示により、「国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」に農耕作業用トレーラが指定されたことに伴ひ、小型特殊自動車の項第2号に該当する農耕作業用トレーラについては、これまで償却資産として固定資産税の課税対象であったものが、小型特殊自動車として軽自動車税の課税対象となることとなりました。農耕作業用トレーラの判断基準としましては、農耕トラクタのみによりけん引され、農地における肥料・薬剂等散布、耕うん、収穫等の農耕作業や農耕機械等の運搬作業を行うために必要な構造を有する被けん引自動車としています。軽自動車税の対象となる農耕作業用トレーラにつきましては、「農作業機を装着した・けん引した農耕トラクタの公道走行ガイドブック」に示す条件を満たした公道を走行することが可能な農耕作業用トレーラが軽自動車税の課税対象となります。該当する農耕作業用トレーラについては、ナンバーの登録が必要となりましたので、市役所税務課市民税係にて申告をしてください。また、軽自動車税で課税する農耕作業用トレーラは償却資産の申告対象外となるため、償却資産の種類別明細書に記載されている場合は削除してください。なお、軽自動車税に該当しない場合は引き続き償却資産として申告していただきます。軽自動車税の基準日は4月

1日です。令和3年3月31日までにナンバーの登録をしたものは令和3年度の償却資産の対象外となりますので、種類別明細書に記載されている場合はお知らせください。4月1日以降にナンバー登録したものは、令和4年度の申告の時に、種類別明細書から削除してください。税額につきましては軽自動車税の小型特殊自動車、農耕作業用は、年間2,000円です。償却資産は、課税標準額に税率（1.4%）を乗じたものです。ただし、課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。一緒に配布した「農耕作業用トレーラをけん引する農耕トラクタの公道走行ガイドブック」は、どうすれば一定の条件を満たし公道走行することができるかについて、農業販売店用に一般財団法人日本農業機械工業会が作成したのですが、参考にしてください。

軽自動車税申告兼標識交付申請書について、記載例を市民税係からいただけてきましたので、ナンバーを交付される場合は8番窓口申請してください。

以上で、簡単に説明させていただきましたが、まだ、内容等に不明な点があれば、償却資産については7番窓口、資産税係、軽自動車税につきましては、8番窓口の市民税係までお問合せいただければと思います。以上です。

(議長) ありがとうございます。今までは、道路にトラクタで作業機を付けて走行しては駄目だったんですけれども、それが規制緩和によって走行ができると、一定の基準を満たすってということが条件ですけれども、そのことによって税の区分が若干変わって、けん引のもの、これは半直装のものも含むと思うんですけれども、全て道路に出る出ないに関わらず、全てのもは市町村のナンバープレートを付けなければならないということになったそうでございます。加えて言いますと、そういうものを公道で使う場合においては、けん引免許がなければ何らかの理由で取り締まりになった場合は、無免許運転ということになって免許がなくなるという可能性もあるので、その辺についてはご注意くださいと思います。

その他、全体を通して何かございませぬか。何もなければ総会終了させてよろしいでしょうか。

(全員) はい。

(議長) 以上で総会を終了させていただきます。

(井口局長) それでは、会長より閉会の挨拶をいただきます。

会長あいさつ

閉会

皆様大変ご苦勞様でございました。税務課の皆さんは本当お忙しい時期に無理言って情報提供のために出席を賜りましてありがとうございます。さて、先程も申し上げましたけれども、我々の任期も後1月ということで、来月3月26日それが最後の総会となると思います。可能な限り欠席のないようお願いを申し上げたいと思います。

さて、世の中非常に暗い話ばかりが最近多いんですけれども、自分はここ最近、ちょっと一つ感動した話を述べさせていただいて終了させてください。水泳の選手の池江璃花子さんという方が、皆さんご存じかと思いますが、彼女は2000年の7月に自宅のお風呂場の中で産まれたそうでございます。産まれた時から水との関わりが非常に強い女性で、1歳半の時には鉄棒の逆上がりできて、5歳の時には水泳の4種目全て50mを泳げる、その位の素晴らしい能力を持った女性でございました。高校生の時に日本人で初めて7種目出場するオリンピックにも出場し、これから東京オリンピックを目指す矢先に白血病になって1年以上治療に専念をしていたわけですが、何が言いたいかというのは、やはり今コロナ禍の中においても非常に絶望的な世の中の雰囲気がありますけれども、やはり今は今として力強く生きなきゃならないんじゃないかと、そのことを申し上げたいわけでございます。2月の時には1年ぶりに表彰台の頂点に上ったということで継続は力なりという言葉がありますけれども、やはりこの言葉に尽きるのではないのかなと、そう思っています。富良野は観光都市、農業都市でございますけれども、とりわけ観光の方は苦戦をしておりますけれども、大変な時こそ知恵を合わせて、それぞれの努力を培って、この試練を耐えて、明るい未来に備えていかなきゃならないのかなと思います。農業においても、これから春耕期を迎えると思いますけれども、継続は力なりということで今年にとっても我々農業者がいい年になることを願ひまして、終わりになりますけれども閉会の挨拶にさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

(井口局長) ご起立願います。 礼。 ご着席ください。

以上をもちまして、第611回 令和3年第2回富良野市農業委員会総会を閉会致します。

以上富良野市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名・押印する。

令和 3 年 3 月 26 日

議長 及川 栄樹 印

署名委員 萩原 秀行 印

署名委員 杉村 鉄也 印